

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月 5 日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番 3 号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目25番 3 号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社および連結会社（以下、「当社グループ」という）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

特別損失（訴訟損失引当金繰入額）の発生

(1) 当該事象の発生年月日

2009年11月5日

(2) 当該事象の内容

2005年7月6日、当社の元執行役員（米国子会社社長（当時））が当社に対し、当社からストックオプションとして付与された新株予約権の行使を請求しました。その当時、同氏の職務遂行能力に疑念を生じさせる事態が相次いで発覚したことから、当社では、同氏を引き続き米国子会社社長という要職に置くべきかを検討しておりましたが、同年4月の当社上場に伴うロックアップ合意に基づき同年10月17日までは行使によって取得した株式を売却できないにもかかわらず、その数ヶ月前に行使を請求することが極めて異例であることに加え、同氏の言動がロックアップ合意を遵守する意思を確認することができないものであったため、当社は、同氏がロックアップ合意に違反して、行使によって取得した株式をロックアップ期間中に売却する意図を有していると判断し、同氏の行使請求に応じないという判断をいたしました。当社はその後間もなく、同年7月15日に同氏を解任し、これにより、同氏が保有する新株予約権は喪失しました。しかしながら、2007年5月21日、同氏から当社に対し、新株予約権を行使して得た株式を市場で売却した場合に得られたであろう利益についての損害賠償が請求されました。2008年9月30日の東京地方裁判所の第一審判決では当社の主張が全面的に認められましたが、同年10月に同氏が控訴し、2009年9月29日、東京高等裁判所において、当社に対し28百万円およびこれについての遅延損害金等を支払うよう命じる判決が言い渡されました。

当社は、上記判決について全面的に不服であり上告をしておりますが、本件訴訟が最終的に東京高等裁判所の判決どおりに確定した場合に備え、これによる損害賠償金等見込額32百万円を、訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当社グループは、平成22年3月期第2四半期連結決算において、上記判決による損害賠償金等見込額32百万円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

以 上